財務力創成のための

タックス・リスク・マネジメントの新展開

ータックス・リスクの分析・評価と監視-

New Development of Tax Risk Management for Creative Finance

東洋大学経営力創成研究センター 研究員 菅原 計

要旨

財務力を創成するためには、企業価値を高めることが必要であり、企業価値創造を評価 する指標の一つとして NOPAT(税引後営業利益)が重視されるにいたっている。企業経 営にとって、コスト・コントロールは重要な要素であるが、このコストの中に租税コスト が含まれる。この租税コストを削減するためには、税法が予定する法規制の枠内で、節税 効果を最大限発揮できる税務処理を適切に選択適用することが重要である。

しかし、節税は常に租税回避と判断される危険性もあり、税法を遵守しているにもかか わらず租税回避と認定されて更正処分を受ける可能性がある。かかるコンプライアンス・ リスクに対して、いかに対処し租税コストを最小に抑えることができるかがタックス・マ ネジメントの重要な課題である。本論文は、リスク・アプローチによる新しいタックス・ リスク・マネジメントの具体的展開を提唱するものである。

キーワード (Keywords):税務リスク(Tax Risk)、タックス・コンプライアンス(Tax Compliance)、タックス・プラニング (Tax Planning)、コン プライアンス・リスク (Compliance Risk)、タックス・モニ タリング (Tax Monitoring)

Abstract

It is necessary to raise a corporate value to create financial strength, and NOPAT (Net Operating Profit after Tax) becomes make much of one of the indexes to capture corporate value creation. The cost control is an important element for corporate management in which tax cost is included. For this tax control, it is significant to select the most suitable tax accounting procedures for tax saving inside the frame of the tax law and regulations.

However, tax saving is often judged tax avoidance by the tax authority, and it has strong possibility to get the correction disposal although it complies with the law. For such a compliance risk, it is an important problem of the tax management how it deals and how can hold down tax costs to the minimum. This paper deals with the new development of the concreteness of the tax risk management by risk approach.

はじめに

租税コストを最低限に抑えるためには、納付する税額を抑制する必要がある。法人 税は、決算調整と申告調整の2つの調整計算を通して確定される。このうち、決算調整 事項は会計処理を通しての企業の課税所得計算に対する意思表示を示すものであり、 決算調整事項とされているものは申告調整ができない。この確定決算主義においては、 租税計算は既に会計処理との関連で始まっており、税法で規定する特定の経理処理や 損金経理が行われていないと課税所得計算に取り込まれない。会計処理は、取引事実 を認識・測定することにより表示するものであるから、取引事実の生起段階から租税 は密接に関連する。

租税の計画、評価、分析、統制、対応というタックス・マネジメント・システムに おいては、経常的に毎期生ずる租税現象と個別的・臨時的に生ずる租税現象に分けて、 各々段階的機能で生ずるタックス・リスクの発生可能性を確率的に分析・評価しなが ら、リスク回避のための対応をタックス・プラニングに組み込みながら実施していく 必要がある。その場合、税法を遵守しているにもかかわらず生ずるコンプライアンス・ リスクに対して、それをいかに予測し、タックス・プラニングとタックス・マネジメ ントに組み込んでいくかが重要となる。

このコンプライアンス・リスクを取り入れた租税コストの統制戦略を実施するため には、単なる差異額を修正するだけでなく、もっと本質的な修正が必要となる。それ は、タックス・コンプライアンスそのものの意義とそれを監視するタックス・モニタ リングを通して、新しい租税節約を取り入れた計画そのものの修正から、本質的なリ スク回避をもたらす統制改善へと発展させていく必要がある。

1. タックス・マネジメントの意義

タックス・マネジメントは、租税の最小化を図る目的で展開されるマネジメント機能 をいう。タックス・マネジメントにおいても、租税目標の設定、それを達成するため の租税計画、その計画を実施するための租税統制を必要とする。ここでは、リスク・ アプローチにより、タックス・マネジメントを展開する新しい方向性を探る。タック ス・マネジメントは、タックス・プラニングから始まり、これを評価、分析、統制、 監視するシステムとして展開される。

1.1 タックス・マネジメントの二つの接点

憲法第30条は、法律の定めるところにより国民が納税の義務を負うことを規定する。 法人も人であるからこの納税義務の定めは、全ての法人にも適用される。したがって、 企業経営における租税は社会的強制費用として位置づけられ、費用コントロールの対 象となる。ただ、租税は租税法という特殊な法律に基づいて認識・測定されるから、 租税法の規定を通して事業期間毎に発生する租税コストを最少にするマネジメントと して展開しなければならない。

企業経営にとって、租税は租税法を遵守して適正な納税額を算定把握するというタックス・コンプライアンスと租税法に従って租税負担額を最少にするというタック

『経営力創成研究』Vol.5, 2009

94

ス・プラニングの2つの接点でタックス・マネジメントは展開される。

1.2 租税知覚に基づくタックス・プラニング

タックス・プラニングは、租税節約のための合法的手段(legal means)である。 租税節約(tax saving)は、租税法の影響を最適化して、財務活動の調整過程に資す るものとして展開される。租税額は、事後計算である決算調整及び申告調整として確 定されるが、タックス・プラニングにおいては、選択した取引に対応する税額を比較 検討し、租税効果を最大限発揮できる取引を取引完了前に選択決定する必要がある。

取引事実発生前(before-the-fact planning)のプラニングには、租税法を熟知して 租税効果を最大限発揮できる租税専門家による租税設計も必要ではあるが、それより ももっと重要なのは、取引段階での相手との交渉の中での意思決定者の租税知覚(tax awareness)が最も重要であるということができる(Raabe et al.,1991,p.303)。相手 との取引に関する合意に基づき設定される取引契約により、課税関係は大いに異なっ てくるからである。例えば、売買取引か賃貸借取引か、契約履行の時期、条件、分割 払いの回数等、事後に租税目的の為に会計処理を変更しても、確定決算基準を前提と する課税所得計算においてはなんら影響を与えないことになる。

2. 確定決算主義と結合したタックス・プラニング

2.1 確定決算での税務処理の有効性

法人税法第74条は、各事業年度終了の日から2月以内に確定した決算に基づいて申告 書を提出しなければならないと定めるが、既に決算調整項目とされているものは、申 告調整の前に損金経理及び特定経理の処理が行われていないと課税所得計算上取り込 まれない。損金経理が要求されているものは、減価償却費の損金算入(法31)、繰延資 産の償却費の損金算入(法32)、少額な減価償却資産の償却費の損金算入(法6133)、一 括償却資産の損金算入(法6133の2)、少額な繰延資産の損金算入(法6134)、災害等に よる資産の著しい損傷を原因とする評価損の損金算入(法33)、使用人賞与の損金算入 (法672の5)、役員利益連動給与の損金算入(法69)、交換により取得した資産の圧縮 損の損金算入(法50)、貸倒引当金繰入額の損金算入(法52)、返品調整引当金繰入額の 損金算入(法53)、特定経理が要求されるものとしては延払基準の適用による延払処理 (法63)、大規模工事以外の工事で、工事進行基準を選択する場合の処理(法64)などが ある(菅原,2007, pp. 43-44)。

これらの決算調整は、税務上の処理と会計処理との同一性が要求されているため、 タックス・マネジメントの視点からみれば、会計処理により税務処理が決定されるの ではなく、税務処理により会計処理が決定される関係にある。例えば、減価償却資産 の償却費の計上は税法上耐用年数が法定化されているため、有効な投資回収と資金調 達との関連で、定率法、定額法、又は生産高比例法による償却費の損金算入限度額を 比較することにより、租税負担額の各年比較を通じて償却方法を決定しなければなら ない。

また、10万円未満の少額減価償却資産とするか、20万円未満の一括償却資産で3年間

償却とするかは、購入時点で考慮しなければならない。また、役員賞与等が利益連動 型で算出される場合でも損金経理をすれば損金に算入されるが、その場合には株主総 会での決定、報酬委員会による決定、あるいは取締役会での決定等一定の手続きを要 することと、有価証券報告書にその内容が開示されているという要件が必要となる。 役員給与についても、その他に定期同額給与並びに事前確定届出給与があるが、いず れも損金にするためには決算時点以前に前もって要件の整備と処理手続きの確定が必 要となる。

したがって、タックス・マネジメントの有効性は、タックス・プラニングの段階で 取引事象毎に租税コストを比較検討して、その最適コストをいかに会計システムの中 に取り込むかにかかっている。

2.2 租税特別措置法の特例措置による効果

租税特別措置法は、昭和21年9月に初めて制定された本法(単独法)に対する特別措 置を定めた特別法であり、税の軽減、非課税、免税等を期限付きで規定したものであ る(新井隆一,2003, p. 726)。この租税特別措置法による法人税額の特別控除、特別償 却、割増償却、準備金の処理は、原則として確定した決算での処理が要求されている。 これらの特例措置は、準備金の処理における損金経理と利益処分経理、特別償却の損 金経理と税額控除など、複数の税務処理が認められているので、どの処理を選択すべ きかについて、事業年度効果を評価・検討しながら有利な方法を選択決定しなければ ならない。

3. 税務リスク回避のタックス・プラニング

3.1 プラニングの前提としてのタックス・コンプライアンス

租税は、法律に基づき納税の義務を負う。法人税法は、法人税の納税義務者、課税 所得等の範囲、課税標準、税額の計算、税額控除、納付、還付、更正の請求等、税額 の計算及び納税手続等に関する規定を定めている。

タックス・コンプライアンスは、これらの租税法規に従って適正な納税額の算定把 握と適正な納税手続の完了を遵守すべきとする原則である。コンプライアンス経営に は、通常、経営倫理も含まれ、法令遵守を基盤にさらに経営理念、経営倫理、社会的 規範も遵守することが要求されるが、タックス・コンプライアンスには理念、条理、 倫理は含まれないとされる。

所得課税制度の基本である申告納税制度のもとでは、課税要件のすべてが法によっ て定められ、且つ明確に規定されていることが前提とされているので、納税者は税法 に規定する税額を超えて納付すべきいかなる法的義務も負わない。脱税が許されない のは、理念又は倫理に反するからではなく、仮装・隠蔽により納付すべき所得がある にもかかわらず無申告か過少申告であるという、いわゆる租税法に違反するからであ る。

合法的にもかかわらず課税庁が否認する根拠として、しばしば租税が回避されてい ることを理由とする場合が多い。租税回避の問題は複雑であるが、少なくとも税務否 認の根拠は、国税通則法第24条に則り租税法に違反するか、事実に反する場合に限定 されるべきである。タックス・コンプライアンスは、租税法律主義を理念として、租 税法を遵守することを意味するが、これには租税法に規定のない部分については納税 の義務を負わないという適正納税額概念が基礎となっている。したがって、税法に違 反するタックス・プラニングは無効であるという意味で、タックス・プラニングの前 提としてタックス・コンプライアンスが位置づけられる。

3.2 申告調整における税務リスク

確定申告における課税所得計算は、会計上の税引後企業利益を調整して課税所得を 導出する申告調整プロセスである。申告調整は、法人税法が本来的に会計処理と異な る認識・測定をすることから生じる必然的修正プロセスといえる。この計算は、確定 申告書別表4で加算と減算によって記載する。

申告調整プロセスは、四つの調整からなる。一つは会計上収益として認識されない が課税所得計算上益金として認識されるもの(益金算入)、二つ目は会計上費用として 認識されるが課税所得計算上損金として認識されないもの(損金不算入)、三つ目は会 計上費用として認識されないが課税所得計算上損金として認識されるもの(損金算入)、 四つ目は会計上収益として認識されるが課税所得計算上益金として認識されないもの

(益金不算入)である。

このうち、益金算入と損金不算入は所得加算項目であり、損金算入と益金不算入は 所得減算項目である。タックス・プラニングとしては、所得加算項目の金額を減少さ せるとともに、所得減算項目の金額を増加させる要因を検討してあらかじめ取り込む 必要がある。

この申告調整には、必ず調整をしなければならない必須的申告調整項目と、申告調 整が任意とされている任意的申告調整項目の二つがある(菅原,2007a, pp.46-47.)。 必須的申告調整項目とは、もし調整しなければ課税庁による更正処分の対象となり、 加算税の賦課決定処分の対象となるものである。更正処分という税務リスクを負わな いためにも必須的申告調整とされているものは、必ず調整する必要がある。

必須的申告調整事項には次のようなものがある。減価償却資産の償却限度額を超え る金額の損金不算入(法31)、繰延資産の償却限度額を超える金額の損金不算入(法32)、 評価換えによる資産評価損の損金不算入(法33)、過大な役員給与の損金不算入(法34)、 役員給与の損金不算入(法34)、過大な役員退職給与の損金不算入(法令70)、過大な使 用人給与の損金不算入(法36)、過大な使用人退職給与の損金不算入(法令72の4)、寄附 金限度超過額の損金不算入(法37)、交際費等の損金不算入(措法61の4)、法人税額等の 租税公課及び罰科金等の損金不算入(法38)、圧縮記帳の圧縮限度超過額の損金不算入

(法42-50)、引当金の繰入限度超過額の損金不算入(法52-53)、準備金の積立限度超過額の損金不算入(措法55-57の8)、青色申告法人の7年以内繰越欠損金の損金算入(法57)、 非適格合併による移転資産の譲渡損益の益金又は損金の算入(法62)、適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は 損金算入(法62の5)、特定適格合併等における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算 入(法62の7)等がある。

これらの必須的申告調整事項は、会計と税法との異なる部分を税法に基づいて修正 するプロセスであるから、課税所得計算における税法遵守のタックス・コンプライア ンスの中核となる領域であり、適正な調整を怠ると必然的に税務リスクが生ずる。不 確定概念の解釈とも関連する領域なので、タックス・プラニングにおいては限度超過 額の損金不算入を極力抑制するとともに、調整の根拠である益金及び損金に関する税 務証拠資料を慎重に整えて対処すべき領域でもある。

特に、過大な役員給与、三つの損金要件に該当しない役員給与、特殊関係の使用人 に対する過大な給与及び退職給与は、損金に算入されないどころか更正されると、損 金不算入額が益金に加算され、さらに加算税等の附加税の対象となる。また、通常の 費用支出が交際費等に該当すると、税務上は損金不算入とされて所得に加算される。 かかる更正等の処分が生じないようにタックス・プラニングの段階で十分検討し、か かるリスクが回避されるような方策をもプランの段階で織り込んでおく必要がある。

任意的申告調整事項は、申告書に記載することにより課税所得計算に取り込まれ、 課税所得が確実に減少する。課税庁からみて任意であるから、この調整をしなくても 更正の対象とはならないが、税法遵守により租税の適正な納税額を確定するためには 必要であり、これもタックス・コンプライアンスに含まれる。これらは、会計上費用 として処理がなされていないので、申告書の記載により節税が可能となるものである から、タックス・プラニングにおいては、当然ながら計画要素に算入すべき項目とな る。

源泉徴収による所得税額と外国法人税については、原則として損金に算入できるが、 税額控除とすることもできる。税額控除を選択した場合には、一旦これを益金に算入 しなければならない。一般的には、税額控除を選択した方が有利であるが、税額控除 額よりも税額が少ない場合にはむしろ損金算入を選択した方が有利となる。タック ス・プラニングにおいてはこれらの有効性を検討しなければならない。

任意的申告調整事項としては、次のようなものがある。受取配当の益金不算入(法 23)、指定寄附金及び特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入(法37)、青色申告 書を提出した事業年度の欠損金の損金算入(法57)、災害により生じた損失の損金算入 (法58)、資産整理等に私財提供等があった場合の欠損金の損金算入(法59)、保険会社 の契約者配当の損金算入(法60)、協同組合の事業分量配当等の損金算入(法60の2)、源 泉徴収による所得税額の法人税の額からの控除(法68)、外国法人税の法人税額からの 控除(法69)、その他租税特別措置法による法人税額の特別控除等がある。

3.3 準備金積立によるタックス・プラニング

租税特別措置法は、時限立法による適用期限が制限された特別措置である。したが って、国家の経済政策、公共政策からみて意味があるものではあるが、あくまでも特 例措置であり本法で計算した課税所得が軽減されたり、繰延べられたり、免除された りする。課税所得計算の本質論からいえば、課税の公平性が損なわれるという意味で 問題のある措置である。 しかし、タックス・プラニングにおいては、もし適用要件が合致すれば投資額の早 期回収を可能にするためのものであるから、租税特別措置法の規定を十分熟知して、 時期を逸することなく申告調整をしておく必要がある。

これには、海外投資等損失準備金(措法55)、特別修繕準備金(措法57の8)、農業経営 基盤強化準備金(措法61の2)、金属工業等鉱害防止準備金(措法55の5)、特定災害防止準 備金(措法55の6)、電子計算機買戻損失準備金(措法57)、保険会社等の異常危険準備金 (措法57の5)、日本郵政株式会社の社会・地域貢献準備金(措法57の9)、探鉱準備金又は 海外探鉱準備金(措法58)等がある。

海外投資等損失準備金とは、青色申告法人が昭和48年4月1日から平成22年3月31日ま での期間内に、特定法人の特定株式を取得し、その期末までに引き続き有している場 合に、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるために、その特定 株式の取得価額に一定の割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理又は利益処 分経理により積み立てたときは、当該積み立てた金額を当該事業年度の所得の金額の 計算上損金の額に算入するというものである。ただし、損金算入額は5年を経過したも のについて、益金の額に算入しなければならない。

3.4 圧縮記帳によるタックス・プラニング

法人が、国庫補助金等の交付を受けたときは、株主以外からの給付となるため益金 として課税対象となる。しかし、固定資産の取得又は改良に充てるため国庫補助金等 の交付を受けて、その交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合にお いて、その固定資産の帳簿価額を国庫補助金等の額に相当する金額を確定した決算に おいて損金経理又は利益処分経理をしたときは、その減額し又は経理した金額を当該 事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する(法42)。

この圧縮記帳は、圧縮損を計上することにより益金と相殺されて圧縮記帳処理の事 業年度においては課税されないが、固定資産の金額が圧縮額だけ減少しているために、 その後の事業年度において耐用年数にわたって徐々に課税されることになる。しかし、 最初の事業年度における租税コストを減少することができる。

法令第79条は、国庫補助金等の範囲として、国又は地方公共団体の補助金又は給付 金の他に、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条2項に基づく独立行政法人高齢・ 障害者雇用支援機構の助成金、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第20 条1号に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金、公共用飛 行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人 空港周辺整備機構又は成田国際空港株式会社の補助金、独立行政法人農畜産業振興機 構法に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助金、独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構法に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金、電 波法第71条の2第1項に基づく同法第71条の3第1項に規定する指定周波数変更対策機関 の給付金、日本たばこ産業株式会社が交付するたばこ事業法に定める葉たばこの生産 基盤強化のための助成金等が含まれる。

これらの補助金、助成金、給付金に対して、受領時の事業年度において課税されな

いためには、圧縮記帳による処理を確定決算において行っていなければならない。な お、圧縮記帳の対象となる固定資産には、国庫補助金の他に、工事負担金で取得した 固定資産(法45)、非出資組合の賦課金で取得した固定資産(法46)、保険金等で取得し た固定資産(法令84)、交換により取得した資産(法50)、収容等に伴い代替資産を取得 した場合(措法64)、換地処分(措法65)等がある。

3.5 特別償却によるタックス・プラニング

特別償却は、普通償却限度額の外枠として損金算入が認められるために、これを適 用することにより適用事業年度の課税所得を減少することができる。これには、エネ ルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(基準取得価額の30%)(措 法42の5)、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の6)、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法4207)、情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42011)、保全事業等資産の特別償却(措法43の3)、地震防災対策用資産の特別償 却(措法44)、事業革新設備の特別償却(措法44の3)、特定電気通信設備等の特別償却(措 法4404)、共同利用施設の特別償却(44の5)、資源再生化設備等の特別償却(措法4406)、 医療用機器等の特別償却(4502)、経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機 械等の割増償却(措法46)、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(4602)、事業所 内託児施設等の割増償却(4604)、優良賃貸住宅の割増償却(措法47)、特定再開発建築 物等の割増償却(措法4702)、倉庫用建物等の割増償却(措法48)等がある。

特別償却と法人税額控除の選択適用が認められている場合には、通常の普通償却限 度額に特別償却額が加算されて損金経理するか、損金経理ではなく法人税額が計算さ れた後で控除する税額控除のどちらかが選択できるから、どちらが有利かは当該事業 年度の益金及び損金との兼ね合いで決定しなければならない。

4. タックス・リスク・マネジメントの展開

4.1 タックス・プラニングにおける二つの租税コスト

租税は企業の損益計算にとって、最も重要な構成要素の一つであり、企業価値評価、 財務計画、業績評価にも重要なインパクトを与える。なぜなら、企業活動の意思決定 は一般に期待される税引き後キャッシュ・フローのリスク調整された純現在価値に基 づいて行われるからである。(Samir Asaf,2004, p. 87)

企業利益が税引き後の利益として表示されることから、企業利益に租税コストが含まれる意義は極めて大きい。したがって、租税コストは次のような諸点で事業活動および会計処理と関連する(斉藤奏,2000, p. 26)。

- 日常の個々の経営活動と税金の密接な関係
- ② 申告納税制度の税制
- ③ 会計処理の方法による選択・適用の自主性の容認
- ④ 課税上の恩恵的特典の活用
- ⑤ 会計処理における限度額の許容範囲の存在

租税コストは、これらを背景としたタックス・プラニングを通して最小化される。こ の中で最も基本的な前提は申告納税制度であり、申告納税制度により自主的な税務処 理の選択適用が許容され、その結果としてタックス・プラニングが成立する。

問題は、租税コストには二つあることである。一つは目に見える顕在的租税コスト と二つ目は目に見えない潜在的租税コストである(大河原健他, 2002, p. 6)。顕在的租 税コストとは超過払いの租税コスト及び前払いの租税コストをいう。潜在的租税コス トとは、将来税金その他の付帯税を支払わなければならないコストでありいわゆる税 務リスクである。

4.2 顕在的租税コストのコントロール

顕在的租税コストは、既に支払っている租税コストであるから、財務諸表上計上さ れる租税コストである。これを最小に抑えるためには、超過払いとならないようにプ ラニングすることが重要である。税法を遵守しながら、できるだけ租税コストを最小 にする取引の選択、契約内容が、プラニングの段階で織り込まれる必要がある。さら に、益金算入項目と損金不算入項目の金額をできるだけ抑制することも必要となる。

申告調整項目の中で税法上任意的調整項目とされているものは、会計上費用と認識 されるものが税法上損金と認識されないもの、会計上収益と認識されるものが税法上 益金と認識されないもの、会計上費用と認識されないものが税法上損金と認識される ものがある。これらの税法処理にしたがって正しく申告調整することにより顕在的税 務コストを抑制することが可能となる。

顕在的租税コストには、前払租税コストが含まれる。費用はできるだけ前払いでは なく後払いにすることが、現在価値キャッシュ・フローを最大にする方法である。し たがって、全体期間における総損金額が同一であっても、損金を前倒しすることがで きればそれだけ現在使用可能なキャッシュは増加する。これに含まれるものとして、 圧縮記帳処理、特別償却、割増償却、準備金等がある。

タックス・コンプライアンスは、税法を遵守しながら、適正な納税額を期限内に納 付することを意味するから、超過払いとならないように税法に従って適正な納税額を 測定することがこの顕在的租税コストを最小にする方法である。租税は、税法に定め る額を超えて納付する必要はないが、税法に定める金額を下回って納付してはならな い。ここに、タックス・マネジメントの重要な意義がある。

4.3 租税コストに内在する税務リスク

税務リスクとは狭義では潜在的租税コストと捉えることができるが、広義には顕在 的租税コストにおいても税務リスクはあり得る。次の①から⑤までが顕在的租税コス トにおける税務リスク、⑥と⑦が潜在的租税コストにおける税務リスクとなる。

- ① 決算調整項目とされている処理が、確定した決算で処理されていないリスク
- ② 税法上の許容限度額を超えた損金経理が行われているため、申告書で減額処理 をする必要があるが、それが行われていないリスク
- ③ 圧縮記帳、特別償却、寄附金・交際費等の限度額計算における限度額を正しく計

算できなかったリスク

- ④ 納税額を期限までに納付できなかったリスク
- ⑤ 税法条文の適用または解釈を誤ったリスク
- ⑥ 税務調査により異なる事実認定又は科目処理の変更が行われるリスク
- ⑦ 税法解釈の相違に基づくリスク

顕在的租税コストとなる税務リスクは、通常のコントロール機能により軽減するこ とが可能であるが、潜在的租税コストとなる税務リスクに対してはリスクの発生する 可能性を分析し、発生の可能性が確率的に高いところからその対応を準備しておく必 要がある。

税務リスクを分析する場合、最も重要となるのがコンプライアンス・リスクである。 税法を遵守しているにもかかわらず、課税庁による増額更正が行われ、その増額分を 支払うと共に加算税が課される場合である。かかるコンプライアンス・リスクに対し ては、更正リスクの発生する可能性を確率的に分析し、発生の可能性が高いと認めら れる場合には、税務調査に十分対応できる証拠資料を整備しておく必要がある。また、 それが訴訟に発展することも視野に入れて、裁判資料としての法的根拠を取引段階か ら整理しておくことが必要となる。

4.4 統制機能を修正する監視機能の重要性

COSO フレームワーク(1992)は、信頼性ある財務情報を提供する内部統制のフレー ムワークとして、統制環境(Control Environment)、リスク評価(Risk Assessment)、 統制活動(Control Activities)、情報と伝達(Information and Communication)、監 視(Monitoring)の五つの構成要素を指摘した。その後、2006年に中小企業のための 内部統制を公表し、2006年を踏まえて2007年に「内部統制の統合的フレームワーク・ 内部統制システムの監視機能のガイダンス」を公表した。

この2007年 COSO フレームワークは、リスク評価⇒統制環境⇒統制活動⇒情報と伝 達⇒監視という循環過程の中で監視機能がすべての構成要素に働き、監視システムの 中で内部統制が統合化されることを指摘する(Treadway Commission, 2007, p. 4)。 監視機能と統制機能との違いは、統制機能がエラーのタイムリーな探索と訂正を扱う のに対し、監視機能は統制機能の弱点の根本的原因のタイムリーな識別とその修正を 導くような計画および統制に関する新たな設計をするところにある。

リスク・アプローチによる監視システムについて COSO は次のような7つのプロセ スを指摘する。

- ① 目標を設定すること。
- 目標を達成するためのリスクの識別をすること。
- ③ リスクの優先付けをすること。
- ④ リスクに対する適切な対応を設計し、実施すること。
- ⑤ リスクレベル、設計された統制の性質、統制の失敗の可能性に基礎をおいた監視の識別と優先順位を設定すること。
- ⑥ 説得力ある情報を利用する適切な監視手続きを設計すること。

⑦ 経営者及び管理者に結果を伝達し必要な修正行動をとること。

課税所得計算は、企業の会計財務情報における利益を基礎にこれを修正することに より測定される計算体系であるから、正しい課税所得は正しい企業利益を前提に初め て測定可能となる。その意味で、信頼性ある財務情報提供目的の設定により適切な統 制機能と監視機能が有効に働く内部統制機能の充実が必要とされる。

4.5 コンプライアンス・リスクに対応する監視機能

監視機能には、継続的監視と個別的監視があるが、税務リスクに対しても確定決算 主義との関連で通常生ずる日常的・継続的監視と、臨時的・個別的に生じる個別的監 視とがある。一般的コンプライアンスが、コンプライアンスしているにもかかわらず、 いつしか法遵守の精神を忘れて法を犯していることさえ認識できずに継続されて、気 がつくと大きな不祥事へと繋がっていくのと同様に、タックス・コンプライアンスに おいても税法を遵守して正しい課税所得を測定し、申告しているにもかかわらず、税 務調査の結果、突然課税庁による更正等の賦課決定処分を受けることがある。

かかるコンプライアンス・リスクに対して、いかに事前にリスクを把握しそれに対応する措置を講ずるかが課題となる。通常の統制機能の中でも十分対応できるものもあるが、個別的対応としては課税庁による更正の理由、範囲、根拠、通達などを十分調査するとともに、法令の解釈、判例による解釈、税務争訟での証拠と立証性など、 異議申立、審査請求、訴訟の各段階を視野に入れて、個別に対応しなければならないものも多い。その場合には、リスク評価に基づく個別監視機能が十分作用するようなタックス・マネジメント・システムの設計が必要となる。

おわりに

租税は、企業に課せられる強制的費用ではあるが、他の費用と同様に統制可能コストと理解することができる。しかし、毎年税法による部分改正が行われ、税務処理もますます複雑の度を深める。めまぐるしく変化する税制の中で、租税法に熟知し且つ 遵守しながら、単年度の税引き後利益を最大にする税務処理を選択しなければならない。そこに、タックス・プラニングの特殊性があるが、租税法の枠内でのタックス・プ ラニングにもかかわらず、租税回避と認定されて否認されることがある。かかる税務リスクの発生の可能性を意識しながら、タックス・プラニングを執行しそれを統制するところにタックス・マネジメントが存在する。ますます複雑化し高度化する租税回避 否認に対して、税務リスクを回避するためには、独自の税務監視システム(tax monitoring system)が必要となる。ここに従来と異なる全く新しいタックス・リスク・マネジメントの展開がある。(完)

【参考文献】

新井隆一(1997)『税法と税務』ぎょうせい.

新井隆一監修・日本税理士連合会編集(2003)『税務用語事典』八訂版, ぎょうせい.

大河原健・マークキャンベル・水野正夫(2002)『徹底解剖税務コストの減らし方』中央経済社.

104

- 岡村忠生(2004)『法人税法講義』成文堂.
- 柿崎環(2006)『内部統制の法的研究』日本評論社.
- 郷原信郎(2006)『企業法とコンプライアンス』東洋経済新報社.
- 斎藤奏(2000)『経営戦略とタックス・マネジメント』ぎょうせい.
- 菅原計(2002)「税務行政に対する裁量権の縮小化と羈束性の原理」『経営論集』第56号,東洋大学経 営学部, pp. 45-60.
- 菅原計(2005)「特殊関連企業の独立企業間価格認定とタックス・コンプライアンス」『経営論集』 第66号,東洋大学経営学部,pp.47-61.
- 菅原計(2006)「タックス・コンプライアンス・リスクに対応するクリエイテイブ・タックス・マネ ジメント」『経営力創成研究』第2号,東洋大学経営力創成研究センター, pp. 145-157.
- 菅原計(2007a)『税務会計学通論』白桃書房.
- 菅原計 (2007b) 「租税回避否認の論理と合法性原則」『経営論集』第70号, 東洋大学経営学部, pp. 13-27.
- 菅原計 (2008)「COSO フレームワークに基づくタックス・コンプライアンスの意義」『経営論集』
 - 第71号, 東洋大学経営学部, pp. 141-156.
- 鈴木克昌・浜口厚子・児島幸良(2007)『会社法・金商法下の内部統制と開示』商事法務.
- 鈴木豊(2005)『法人税法の3つの課税原則』中央経済社.
- 田中宏司(2005)『コンプライアンス経営』生産性出版.
- 土田義憲(2005)『会社法の内部統制システム』中央経済社.
- 津森信也・大石正明(2005)『経営のためのトータルリスク管理』中央経済社.
- 富岡幸雄(2003)『税務会計学原理』中央大学出版部.
- 根田正樹・菅原貴与志・松嶋隆弘(2007)『内部統制の理論と実践』財経詳報社.
- 浜辺陽一郎(2003)『コンプライアンス経営』東洋経済新報社.
- Asaf, Samir (2004) *Executive Corporate Finance: The business of enhancing shareholder value,* Edinburgh: Pearson Education Limited.
- Barlow, J. S., L. C. King and A.G.King (1997) Will's Administration and Taxation: A Practical Guide, London: Sweet & Maxwell.
- Frenkel, Michael and Markus Rudolf (2005) *Risk Management: Challenge and Opportunity*, Berlin: Springer.
- James, Simon (1998) A Dictionary of Taxation, UK, Cheltenham: Edgar Elgar.
- Raabe, Willam A., Gerald E. Whittenburg and John C..Bost (1991) West's Federal Tax Research, St. Paul, MN: West Publishing Company.
- Siegel, Joel G and Jae K. Shim (1987) Dictionary of Accounting Terms, New York: Barron's.
- The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2007) Internal Control: Integrated Framework Guidance on Monitoring Internal Control System, COSO.